

## 平成28年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

平成28年2月25日瑞穂町教育委員会第2回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君  
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君  
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君  
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第2号 瑞穂町体育施設条例施行規則

日程第4 議案第3号 瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則

- 日程第5 議案第4号 瑞穂町体育施設の使用及び申請に関する要綱  
議案第5号 平成27年度一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について  
議案第6号 平成28年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時00分

滝澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

滝澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番、森田委員を指名いたします。

滝澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

滝澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長 ほかにご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

滝澤委員長 日程第3、議案第2号、瑞穂町体育施設条例施行規則、から、日程第5、議案第4号、瑞穂町体育施設の使用及び申請に関する要綱、は、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。議案第2号から議案第4号について、提

案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第2号「瑞穂町体育施設条例施行規則」と、議案第3号「瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則」、議案第4号「瑞穂町体育施設の使用及び申請に関する要綱」については、互いに関連がありますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年瑞穂町議会第4回定例会、12月議会ですが、瑞穂町体育施設条例の改正が議決され、体育施設が原則有料化されることとなりました。これに伴い、関連する規則の改正と新たに要綱を定める必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 説明いたします。

議案第2号から議案第4号まで、説明いたします。はじめに、議案第2号「瑞穂町体育施設条例施行規則」の全部改正について説明いたします。

第1条は、趣旨について、第2条は、使用の申請について定めるものです。

1枚おめくりください。

第3条は、使用の承認について、第4条は、使用の特例について、第5条は、使用の取消しの申出について、第6条は、使用料の減免について、それぞれ定めるものです。

次のページをご覧ください。

第7条は、使用料の返還について定めるものです。

1枚おめくりください。

第8条は、使用者の義務について、第9条は、委任についてそれぞれ定めています。

次に、附則ですが、第1項は規則施行日を平成28年4月1日とするものです。第2項は、経過措置として、旧規則で使用していた申請等様式がなくなるまで修正して使用できることを定めたものです。

続きまして、議案第3号「瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

主な改正は2点で、1点目は施設予約システムによる体育施設等の使用の予約名称を「施設予約」から「施設仮予約」へ変更いたします。今後、システムでの事前予約は仮予約として区分し、窓口で料金を支払った時点で予約が成立したと判断することとしたため、文言を改めるものです。2点目ですが、申込期間を使用日当日も受け付けていましたが、3日前までとするものです。

続きまして、議案第4号瑞穂町体育施設の使用及び申請に関する要綱について、ご説明いたします。

瑞穂町体育施設条例等の改正に伴い、新たに要綱を制定します。

第1条は、趣旨について、第2条は、使用の申請の特例を定めるものです。

1枚おめくりください。

第3条は、指定体育施設について、第4条は、抽選の参加について、第5条、抽選の参加資格について、第6条は、抽選の申込期間について、それぞれ定めるものです。

次のページをご覧ください。

第7条は、抽選の申込みについて、第8条は、抽選について、第9条は、使用の承認について、第10条は、施設仮予約の取消しについて、第11条は、使用料の減免について、それぞれ定めています。

1枚おめくりください。

次に、附則ですが、この要綱は平成28年4月1日から施行することを定めるものです。

滝澤委員長

以上で説明が終わりました。これより一括質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 申込みに関して、「使用日の前日までに」が「3日前の日までに」に変更されていますが、前日までに会場が空いていれば、前日まで申込みを受け付けたほうが利用者にとって便利であると思いますが、なぜこのように改正するのか。

社会教育課長 改正に至りました要因としましては、今回体育施設の有料化が大きく起因しています。有料化により当該施設利用料の入金の確認された後に初めて承認という形になります。土日に関しては、入金の確認ができませんので、3日前と改正するものです。

戸田委員 前日までに現金入金などにより確認ができれば、可能になるのでしょうか。

社会教育課長 土日におけるスカイホールの受付はシルバー人材センターにお願いしています。シルバー人材職員はお金の授受ができませんので、納付書を発行し、後日入金していただくこととなります。そのため3日前までの申込みとさせていただきます。

戸田委員 例えば月曜日に来て、翌日施設が空いている状況でその日に入金すれば確認できるわけですが、それでも3日前とするのでしょうか。

社会教育課長 その通りです。

森田委員 質問ではなく要望のようなものですが、条例制定のときにも申し上げたのですけれども、施行規則の第6条、使用料の減免の部分ですが、使用料条例を制定する際に基本的な部分であると思われるんです。次回使用料等の条例制定や規則改正があった場合、こういった減免の部分は条例内にうたってほしいと思います。そのことで、町民の方がみて分かりやすいものになるかと思います。これは施行規則に委任してしまっているわけですので、要綱の中にも触れているわけですが、もう一段ずつ上げて良いのでは。要綱の内容を規則に、規則の内容を条例にという形で、今後検討していただければと思います。

社会教育課長 ただいま要望として受けましたが、体育施設以外にも町内には各施設がありますので、法制担当と調整しながら

ら町の統一見解として検討していきたいと思います。

森田委員      なぜ申し上げたかといいますと、町民の方が条例を見て基本的なことがわかることが基本だと思うんです。減免や使用料など、受益者が負担する部分については、条例をみて減免に該当するのかなどを判断できることが望ましいと、考えたからなんです。

鳥海教育長      3日前までの申請に関して、有料の施設を利用させていただくことについて使用料の入金等の確認のため改正するものです。また、他の施設についても原則3日前とされている現状があります。次に、減免についてのお話ですが、確かに、以前より条例には、設置に関することや概略が記載されているだけで、その他詳細については、規則以下に委任されているつくり方になっています。それが条例制定主義に基づきまして、条例内に使用時間や基本的な使用料など基本的な部分は条例筆記が必要になってきています。瑞穂町においても、同様の動きになってきています。ただし、減免の内容など細かい規定などは、できる旨の標記はありましても、詳細な部分は規則以下に委任されている現状です。これは、そこまでは許されているものと解釈した上で進めているものです。ご意見としては、真摯に受け止めたいと考えています。

滝澤委員長      ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。  
これより議案第2号に対する討論を行います。  
    (「討論なし。」との発言)

滝澤委員長      討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。  
    (「異議なし。」との発言)

滝澤委員長      ご異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。  
つづきまして、議案第3号に対する討論を行います。

（「討論なし。」との発言）

滝澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし。」との発言）

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。  
つづきまして、議案第4号に対する討論を行います。

（「討論なし。」との発言）

滝澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし。」との発言）

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。  
つづきまして、日程第6、議案第5号、平成27年度一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成27年度一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細につきましては、福井教育部長に説明させます。

教育部長 詳細について説明いたします。

1ページおめくりください。

まず、歳入ですが、順に科目名称と増額理由を説明いたします。

ナンバー1、「要保護児童生徒就学援助費補助金」、ナンバー2、「特別支援教育就学奨励費補助金」

は、交付額確定に伴う増額補正です。

ナンバー 3、「防音事業関連維持費補助金 小学校」、ナンバー 4、同名称「中学校」は、補助率の変更等による減額補正です。

ナンバー 5、「幼稚園就園奨励費補助金」は、補助限度額拡大による増額補正です。

ナンバー 6、「社会体育施設耐震化事業補助金」は、中央体育館の耐震工事に対する補助金の収入が見込めなくなったことから、減額補正します。

ナンバー 7、「公立学校校庭芝生化維持管理経費補助金」は、実績に基づく増額補正です。

ナンバー 8、「私立幼稚園児保護者負担軽減補助金」は、国の補助限度額変更による減額補正です。

ナンバー 9、「教職員給与費等支給事務処理特例交付金」、ナンバー 10、「教員研修事務費事務処理特例交付金」は、人事異動に伴う職員数の増減に伴い、それぞれ増額補正、減額補正します。

ナンバー 11、「教員研修事業費事務処理特例交付金」は、教員研修に際し費用のかからない講師をお願いしたことから、減額補正となったものです。

ナンバー 12、「学校臨時職員賃金等交付金」は、三小の事務職員補充に伴う増額補正です。

ナンバー 13、「NHKのど自慢物品販売手数料」は、名称のとおり物品販売手数料を新たに計上したものです。

裏面をご覧ください。

ここからは歳出になります。歳出予算の補正の要因は、実績に基づく減額補正と契約実績による減額補正がほとんどです。従いまして、歳出に関しては、主な項目についてのみ、科目名称と増減理由を説明いたします。

ナンバー 3、「学校施設等整備事業業務委託料」は、昨年度の業務実績に基づき減額補正します。



ナンバー5、「臨時雇賃金」は、予定していた有資格者の雇用者数が減ったことなどにより、減額補正します。

ナンバー15、「要保護及び準要保護児童生徒就学援助費」は、対象となる児童生徒が見込みより少なかったため、減額補正します。

ナンバー16、「特別支援教育就学奨励費」は、奨励費の対象となる児童生徒が見込みより少なかったため、減額補正します。

ナンバー18、「児童生徒健康診断等委託料」は、対象となる児童生徒が見込みより少なかったため、減額補正します。

ナンバー30、「植木剪定等委託料」は、三小の樹木伐採量が見込みより多かったため、増額補正します。

1ページおめくりください。少し飛びますが・・・

ナンバー55、「廃棄物収集運搬処理業務委託料」は、瑞中の刈芝の量が見込みより多かったため、増額補正します。

1ページおめくりください。

ナンバー63、「幼稚園就園奨励費補助金」、ナンバー64、「私立幼稚園児保護者負担軽減補助金」は、国の幼稚園就園奨励費補助金の補助限度額拡大に伴い、それぞれ増額補正、減額補正します。

ナンバー73、「嘱託員報酬」は、けやき館に勤務する学芸員の方の雇用が、人材不足により予定していた年度当初から、この2月に変更となったことから、減額補正します。

ナンバー84、「燃料費」は、図書館の空調機故障により重油の使用料が減ったため、減額補正します。なお、故障した空調機は修理部品の調達が行えないことから、新たにパッケージエアコン4

台を設置しました。

1 ページおめくりください。

ナンバー 97、「競技場及びジュンサイ池公園整備作業等委託料」は、1月18日の雪の影響により樹木等の伐採の必要が生じたため、増額補正します。

ナンバー 100、「駐車場及び競技場敷地借上料」は、地権者のご協力により、敷地借上料の算出根拠とする固定資産税の額の2.5倍から2.0倍へ変更いただいたことから、減額補正します。

ナンバー 108、「中央体育館耐震補強工事監理委託料」、ナンバー 109、「中央体育館耐震補強工事」は、平成27年度中に行った耐震補強工事の入札が不調になったことから、すべての額を減額補正します。なお、この事業は、平成28年度の当初予算に、あらためて計上させていただきました。

説明は以上でございます。

滝澤委員長  
森田委員

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんでしょうか。

1点目、歳入の3番と4番ですが、補助割合が変わったということですが、制度上の変更なのでしょうか。あるいは、音が取れないために減額されたのでしょうか。

2点目、15番の要保護・準要保護者への援助費の減額理由が人数の減少となっておりますが、前年と比較した数値を教えてください。

3点目、100番の敷地の借上料について、固定資産税の2.5倍から2.0倍になったということですが、他施設等は2.5倍で借上げをしているのでしょうか。あるいは2.0倍でしょうか。

教育課長

1点目の歳入の3番、4番の防音維持費補助金の関連ですが、こちらは、制度的に10分の6から10分の5.5の補助割合に引き下げられてものです。そのほかに、今現在、電気料等が安くなってきていますので、その影響も少なからずございます。

続きまして、援助費の関係ですが、要保護・準要保護者の人数ですが、平成26年度末時点で550名分の援助費を支給していました。平成27年度については、500名強ということで、全体の支給人数は減っています。これは児童・生徒数全体が減っていることによる影響があり、全体に占める割合は増加しています。

社会教育課長 3点目の敷地借上料ですが、平成26年度より減額交渉を進めてきました。ビューパークでは3件の敷地を借りていますが、平成26年度時点で2件について、2.0倍で契約を結ばさせていただいております。残る1件につきまして平成27年度より2.0倍での契約を結ぶことをご了承をいただきました。この交渉をするに当たり、町の財政担当に確認したところ、2.0倍が最低基準となっているとのことでした。実際2.0倍で契約しているところは少ない現状のようです。

森田委員 教育部の中で、ほかに敷地借上げをしているところはあるのでしょうか。

心配しているのは、どこの自治体もそうですが、建物がある敷地については貸している方が亡くなれますと買い取らなければならないケースがあります。その場合、相当な金額になるようです。各自治体でも頭を悩ませているようです。教育委員会にも借地がいくつかあろうかと思われまますので、難しい問題ですけれども対策を考えておいていただきたい。

鳥海教育長 今のご質問に対し、町の方針ですとか現状をお話したいと思います。まず敷地の借上料の基準ですが、先ほどの答弁で不足してしまして、建物が設置されている敷地を借用している場合は2.5倍、建物が無い場合は2.0倍が基本になっています。ただし、相手がいることですし、交渉ごとなので、全てそうになっているわけではありません。過去に造られた施設の場合、借地となっているところはありますが、現在、新規で造られる建物の敷地は借地でないものとしています。理由は、森田委員からご指摘いただいているとおり、町側にイニシアティブが持てない、返してほしい要望があった場合に、とても不安定な施設になり得るからです。

関谷委員 19番の日本スポーツ振興センター負担金の理由が、人数の減ということですが、おそらく要因は、児童・

生徒の数が減ったことによることでしょうかけれども、過去には学校安全会という名称だったと思いますが、過去の人数の経緯を教えてください。

教育課長 日本スポーツ振興センター負担金は、学校等で怪我をした場合の治療費のものになっています。負担金の算出はしているのですが、支払金額につきましては、毎年、子供たちの怪我の状況より変化しますし、今手元に資料はありませんが、特段毎年大きな動きがあるわけではなく、児童・生徒が減少していますので、全体的には減っていますが、割合は変わっていないものと思います。

森田委員 109番の中央体育館耐震補強工事の理由が、入札不調ということで減額しているんですけども、方向性としてどうするのでしょうか。平成28年度新規予算化するのかなのか。

社会教育課長 中央体育館耐震補強工事ですが、耐震補強が必要であるという事実は残っておりますので、平成28年度改めて予算計上をしています。金額および工事期間の見直しを行った上での計上となっています。

森田委員 参考までにこれは金額的なもので不調になったということですか。そうすると平成28年度予算では相当金額が増えてくると思いますが。

社会教育課長 技術者の不足が要因であり、金額面が大きな要因であると聞いています。年度末になり他の工事を受注し、技術者が不足したことが大きな要因と考えています。

森田委員 ということは平成28年度については、同金額くらいの予算を計上したということでしょうか。

社会教育課長 平成28年度予算では金額が少し増額をしています。内容は基本的に変えずに予算計上をしています。

鳥海教育長 補足説明いたします。入札経緯を説明しますと、2回の入札を行いました。1回目は不調でしたのもう一度行ったということです。町では競争性が確保できない、1回目に予定価格に達しない場合に2回目を入札をしてもらうわけですが、競争性がなくなる、言い換えれば、1者だけが見積を入れるという事態になった場合には入札の不調ということになります。その後、入札に応じなかった業者への聞き取り調査を行い、その理由

の一つとして技術者の不足が挙げられていました。入札に応じた業者の調査は行っていない状況です。大まか、社会教育課長の答弁で良いのですけれども、若干推測の域を含んでいましたので、補足いたします。

戸田委員 歳入の1番ですが、要保護児童就学援助補助金の交付決定額がかなり増になっていますが、要保護児童数が増えているのか、一人当たりの金額が増えているのかの説明をお聞かせください。

教育課長 この件につきましては少し難しい話になりますが、今現在、要保護児童・生徒の補助金というのは、国からきているものが、私たちの行っている補助金の中の修学旅行費と移動費になります。小学校6年生と中学校3年生の要保護児童・生徒の数によって補助金が変わります。今回は該当する児童・生徒数が予想よりも多く、国から受け取る補助金額が増加することになります。

戸田委員 歳出の4番で、産業医報酬がかなり減額されています。この産業医が校医に当たるのかと、なぜこれだけの減になったのかの説明をお願いします。

次に歳出の54番の中学校プール水質検査委託料の予算の半分以上の減で、これはプール授業が実施されなかったのか、検査の回数が減ったのか、説明をお願いします。

最後に歳出の80番の社会教育課のリーダー養成講座事業費ですが、これもかなり減になっていて、実施回数減の理由などの説明をお願いします。

指導課長 1点目の産業医報酬の件ですが、今年度より労働安全衛生の関係で教職員に対しまして、学期に1回、産業医さんとの面談を設定しています。町の産業医を教育職員の対応にお願いしています。町のほうも産業医へ相談がなければ賃金を支払わないことになっています。教職員の場合は、1回だけ健康診断時のみで、その他の面談はありませんでしたので、減額補正となりました。

教育課長 2点目のプール水質検査の委託ですが、契約単価が、ほぼ半額程度になったことが理由になります。また、検査回数も基準に抵触しない範囲内で減らしましたので、大幅な減となりました。

社会教育課長 3点目のリーダー養成講座事業費について、事業数を減らしたことによる減額になります。まず、キャンプが年3回実施していたものを年1回にしました。理由としましては、応募者数も減ってきていること、また重複して申し込む子もいる現状もありましたので、同じ子に対して同じ事業をしていることへの効果を考えまして、回数を1回にしました。その他、事業によっては参加者を募ったところ、参加者が集まらずに、事業が成立しなかったものもあります。

滝澤委員長 ほかにないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第5号に対する討論を行います。

討論がないようですので、討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

異議なしと認め、議案第5号は、原案どおり可決されました。

滝澤委員長 つづきまして、日程第7、議案第6号、平成28年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成28年度一般会計予算のうち原案中教育にかかわる部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細につきましては、福井教育部長に説明させます。

教育部長 詳細について説明いたします。

はじめに、平成28年度一般会計予算のうち、教育に関する部分について予算編成に至りました経過をご説明いたします。平成27年11月の教育委員会定例会で、町の平成28年度一般会計予算編成方針について説明の後、教育費予算の編成についてご協議いただき、平成28年1月の教育委員会定例会で、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び平成28年度主要施策についてご協議をいた

できました。これらの経緯を踏まえ予算編成を行いました。

それでは、お配りした平成28年度瑞穂町一般会計予算書を用意ください。表紙をおめくりください。

議案第26号、平成28年度瑞穂町一般会計予算という表題になっていますが、第1条に記されているとおり、平成28年度の瑞穂町一般会計の総額は、歳入歳出それぞれ137億3,700万円で、平成27年度の当初予算額136億4,080万円に比べ、金額で9,620万円、率で0.7%、増加しました。

次に、教育委員会に関連する主な予算について、説明させていただきます。

最初に歳入です。

18ページをお開きください。教育使用料では、614万7千円を計上しています。体育施設、スカイホール使用料等を見込んでいます。

次に、22ページをお開きください。教育費国庫補助金では、3億5,130万円を計上しています。平成27年度に比べ1億9,011万3千円の減額となっています。主な理由は、防衛省の補助事業である、四小除湿温度保持機能復旧工事が完了し、この工事に対する補助金がなくなったためです。平成28年度事業としては、二小と瑞中の除湿温度保持機能復旧工事の設計に対する補助金を見込んでいます。また、新たに理科観察実験支援事業補助金を計上いたしました。

次に、24ページをお開きください。教育費都負担金では、3,822万9千円を計上しています。三小、二中の水飲栓直結化事業の負担金を見込んでいます。

次に、26ページをお開きください。教育費都補助金ですが1億2,482万5千円を計上しています。四小の校庭芝生化事業、一小、二小の防犯カメラ設備更新事業、私立幼稚園児保護者負担軽減補助金等を見込むものです。

次に、28ページをお開きください。都の教育費委託金ですが261万3千円を計上しています。内訳については、29・31ページの説明欄に記載のとおりです。

最後に36ページをお開きください。

雑入です。教育部に関わる項目は、説明欄の15スカイホール自動販売機電気使用料、20郷土研修会参加者負担金、22体育施設自動販売機電気使用料、25町民ハイキング参加者負担金、39ページになります、35子どもリーダー宿泊研修会参加者負担金、41図書館振興財団振興助成金、44子どもフェスティバル参加者負担金、47陶芸釜使用料となっています。

次に歳出の説明をいたします。

予算書の126ページから163ページが教育部所管の予算となります。

予算書の区分ごとの予算と、主な内容を説明させていただきます。

126ページから133ページの教育総務費では、5億2,493万7千円を計上しています。主なものは、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、嘱託員報酬、教育委員会職員の人件費、臨時職員賃金となっています。ここには、新たに小学生を対象としたフューチャースクールに係る予算を計上いたしました。

また、学習サポーター、漢字検定、英語検定、就学援助等に係る予算を計上しています。

次に134ページから141ページの小学校費では、3億2,940万5千円を計上しています。予算は、平成27年度より2億6,224万3千円の減額となっていますが、その主な理由は、四小除湿温度保持機能復旧工事が完了したことによるものです。

平成28年度工事としては、四小校庭芝生化工事をはじめ三小給水管布設替工事など6事業を計上いたしました。



次に142ページから147ページの中学校費では、1億5,032万4千円を計上しています。瑞中除湿温度保持機能復旧工事設計委託料、二中校庭芝生化工事設計委託料、二中給水管布設替工事が主なものです。

次に148ページから149ページの幼稚園費では、6,713万円を計上しています。事業は平成27年度と同様となっています。

次に148ページから159ページの社会教育費では、4億645万8千円を計上しています。平成28年度の新たな事業として、歳入でもご説明しましたが、平成28年度も図書館振興財団の助成金を活用し、地域資料を使った、図書館と郷土資料館の連携事業に係る予算を計上いたしました。この事業は、図書館ホームページの地域資料ページに町全域地図を掲載し、希望箇所をクリックすることで新旧の写真比較や関連する地域資料のデータを検索できるとともに、郷土資料館にQRコード技術を導入し、タブレット端末を使うことにより、誰でも地域資料等に触れることができるような仕組みづくりを行うものです。町の歴史や地域資料に興味のなかった新しい方々の開拓を目指します。

次に160ページから163ページの保健体育費では、2億649万3千円を計上しています。平成27年度に入札が不調となった中央体育館耐震補強工事と武道館耐震補強等工事等を計上しています。

これで説明は終わりますが、課・館別の重点事業については、別紙資料「平成28年度瑞穂町教育委員会重点事業等一覧」のとおりですので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございます。

滝澤委員長  
森田委員

以上で説明は終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

平成28年度事業について、総額からして相当大的な金額になっており、事務局職員の努力がみえ、ありがたく思えます。重点事業一覧に基づき、何点か質問します。まず1点目は、教育課庶務係の「みずほの教育」の充

実について、前年度から予算が減っています。PRはとても大事だと思うんです。今年度より後退がないような形をお願いしたと思います。減額の主な理由は为什么呢。

次に指導課の学力向上について、レベルアップになっているんですけど、予算は900万円程度減っていますが、内容を充実させていくのだと思いますが、どのような方法をお考えでしょうか。あるいは、減額した理由をお聞かせいただきたい。

もう一つ指導係の件で、体力の向上の件ですが、予算が半額ぐらいになっています。これについて大変重要な項目ですので、減額になっている理由はあるのでしょうか。

最後に、郷土資料館の管理費の予算がだいぶ増えていますが、開館時間や指定管理者などの影響でしょうか。

教育課長 1点目についての予算の減額についてですが、「みずほの教育」に関する印刷費用が、予算積算時の見積りが今年度より安くなったことによるものです。ホームページにつきましては現在、町と協働しておりまして、町のホームページにあわせまして、教育委員会のホームページも充実していくということで調整していきたい考えています。

指導課長 学力向上のレベルアップについてですが、減額した理由は学習サポーターを一学年分減らします。これが約1,000万円の減額です。その減額分の一部を小学校のフューチャースクールにまわす予定です。小中学校のフューチャースクールの予算が760万円から平成28年度は1,000万円と、増額になっています。

また体力の向上の案件ですが、東京駅伝について、平成27年度、ユニフォームなどは指導課で作成しましたが、これからはレンタルと、使い終わったら返してもらう形にしています。来年度以降、ユニフォーム代かかりません。その分の減額と、あと来年度は、スタジアムジャンパーを作成し、こちらも使い終わったら返してもらう形にします。そのための減額になります。

図書館長 3点目について、夜間会館分の経費および郷土資料館が初年度無料点検であったものが、2年目になりますの

で、法定点検等の費用がかかるものです。

森田委員 学力向上の説明をいただきましたが、約1,000万円の減額部をフューチャースクールに充てるということですが、フューチャースクールという文言が、重点事業の中のどの部分に該当するのでしょうか。

指導課長 フューチャースクールも、ステップアップ教室も、補習の実施の項目に含んでいます。次回かあらは、フューチャースクールやステップアップ教室など、具体的な名称にしていきたいと思います。

鳥海教育長 本日お配りしているこの重点事業という資料とは別にですね、一般会計予算書の予算説明資料の24ページをご覧ください。これは町の主要施策等の概要ということで、主要施策として考えられているものを掲載しています。一つの施策ごとで、たまたま、このフューチャースクールは予算項目が一本ですが、いくつかの費目にわたって予算書に記載されているものについてはまとめてられており、総額でいくらと分かるようなものになっています。この中にナンバー26になりますが、ここに学力向上事業の内容が掲載されています。事業目的および概要の部分に、フューチャースクールの内容が触れられていますので、参照していただきたいと思います。

関谷委員 図書館の事業名で、「小中学校の読書活動への支援」とありますが、平成27年度、28年度共に予算が0円ですが、これを制定した趣旨をお聞きしたいということと、またなぜ予算が0円なのかをお聞きしたい。

図書館長 今まで、学校図書館司書の方々と瑞穂町図書館の連携が、なかなかとれていなかった現状がありました。本の貸し借りについての連携はありましたが、実際会議を設けたりすることはありませんでした。これでは、子ども達の読書環境を町一丸となって作り上げることは難しいのではないかと思い、平成27年度夏に初めて、一堂に会する会議を開きました。その中でいろいろな課題等があげられ、また今年度第2回目の会議を開く予定であります。学校で言えば学校図書館法、また公共図書館法などがありますが、それらの垣根を取り払いまして、瑞穂町の子どものために良い本を提供して、学力向上につなげていこう、未来を担う子どもたちを育てていこうというのが、この会議の趣旨でございまして、何か事業を起こそうというのは、まだありませんので、事業費は0円と

ということになります。前述したようなことを行った結果、情報の共有がスムーズになってきました。図書館便りのやりとりですとか、図書に関する情報の提唱や、図書館のイベント情報の提供など、司書さんを含めましてそれぞれレベルアップが図られているところです。この先も継続して行っていきたい事業です。

戸田委員 1点目は、一小二小防犯カメラ設置更新工事について、さらにまた防犯カメラを設置するのでしょうか。台数が増えるのか、今あるものを改善するのか説明をお願いします。

2点目は、こどもフェスティバルの開催について、27年度に比べて増額されています。27年度の反省を踏まえ28年度はバージョンアップをされるのか説明をお願いします。

教育課長 1点目の防犯カメラの関係ですが、平成18年、当時学校敷地内に入り、児童生徒を傷つけた事件がありました。急きょ、侵入者に対する防犯カメラを設置いたしました。約10年が経過しまして、カメラの機器類が老朽化し、耐用年数も過ぎています。そのため、順次カメラを更新していく事業で、都から1校当たり50万円を上限に補助がつきますので、補助が付く期間内に、全校の防犯カメラを更新するもので、今回は一小・二小の2校を行うものであります。

社会教育課長 2点のこどもフェスティバルについてですが、28年度は第10回目を数えます。記念の回ですので、何かできないだろうかと検討した結果、今までグラウンドの半面を使用して事業を行っていたものを、グラウンド全面を使用することも検討しています。また、ミニSLを走らせたいという考えもあります。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

滝澤委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第6号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

滝澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございません

でしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長

ご異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて平成28年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時13分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員